

# 福祉用具専門相談員の研修 ポイント制度の4月開始に向け シンポ&タウンミーティング

全国福祉用具専門相談員協会

全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん、山下平理事長）は、福祉用具専門相談員の研修ポイント制度をテーマとしたシンポジウム&タウンミーティングを、昨年12月17日に都内で開催した。

今年4月から、福祉用具専門相談員を対象にした研修ポイント制度がスタートする。これは、相談員が研修を受講したことが利用者やケアマネジャーなどの第三者にわかりやすいようにポイント化するもので、相

談員のキャリアパスやスキルアップを図ることもねらう。

この日のシンポジウムでは、制度の背景や概要が示され、制度への期待などを含めた討論が行われた。

用具の提供から  
質の高いサービスへ

シンポジウムの前半は、前厚生労働省老健局長の宮島俊彦氏による「地域包括ケアの展望」と、老健局振興課福祉用具・住宅改修指

導官の宮永敬市氏による「今後の福祉用具サービス  
の方向性と福祉用具専門相談員の役割」という、二つの基調講演が行われた。

宮島氏はこの中で、「現在の医療・介護のサービス  
の拡充の目標は、自民党の  
福田政権で作ったものであり、  
政権が変わっても大きくは  
動かない」という見通しを述べた。

また欧州での高齢者三原則を次のように紹介した。

- これまで暮らしてきた生活と断絶せず、継続性を保持して暮らす（継続性）
- 高齢者自身の自己決定を尊重し、周りはこれを支える（自己決定）
- 今ある能力に着目して自立を支援する（自己資源の活用）

これにあわせて出来る限り在宅でケアを行うことになるが、具体例としてデンマークのチームによる在宅ケアの仕組みを紹介した。

宮永氏は、まず今年度の介護報酬改定のポイントを紹介。サービスありきではなく、自立支援をどう図るかが大事になってきているとし、本人の能力を活かしていく支援が求められていると述べた。

また宮永氏は、介護保険の年間継続受給者の要介護度の変化をみると、要支援1と要介護1では受給者の約3割が重度化しており、こうした点も課題であると紹介した。さらにケアマネジメントの課題の一つとして「自立支援に資するマネジメントが行われず、サービスありきの支援から必要以上にサービスが提供され、利用者の能力を奪っている」可能性を指摘。ここに福祉用具が関わってくる

と述べた。  
自立支援に資するマネジメントの基本的考え方は、病状だけにとどまらず、個人の意思や生活環境などの

情報収集や能力の見極めをした上で、できる可能性がある部分についてサービスを提供することと説明。

例えば利用者が「重いものが持たないので買い物に行けない」ときは、ヘルパーに買い物をしてもらうのではなく、カートなどを検討する。「買い物をヘルパーにお願ひしてしまおうと、お店で考える力がなくなる」と宮永氏。

一方、福祉用具サービス計画の留意点については、特に「福祉用具の利用目標の明確化」が大事と強調した。目標がはつきり決まれば、その後の効果が評価できるからだ。

例えば「特殊寝台を用いて立ち上がり薬に行えるようになる」ではなく「特殊寝台を用いて立ち上がり薬を一人で安定して行えるようになる」といった目標の明確化である。こうしたことが、利用者の意欲向上に

もつながらることになる。

優秀な相談員を  
育成するための制度

後半のシンポジウムのテーマは「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築」職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して。

シンポジストは、厚生省の宮永氏のほか、日本介護支援専門員協会副会長の助川未枝保氏、ふくせん理事長の山下平氏、神奈川県作業療法士会会長の渡邊慎一氏の4人。桜美林大学大学院老年学研究科教授の白澤政和氏がコーディネーターを務めた。

渡邊氏は、研修ポイント制度の概要と、検討状況を紹介した。

まず、対象となる研修とポイントの認定プロセスは次のようになる。▼ふくせん内に設置された研修認証

委員会が、研修実施機関が行う研修を認証する。▼その研修を、福祉用具専門相談員が受講し、▼ふくせん内の制度の事務局が研修ポイントの認定を行う。

各相談員のポイント等は制度のホームページで公開される。五つ専門分野のチャート図や自己PRも表示される方向だ。

助川氏は、介護支援専門員の立場から、福祉用具専門相談員との連携への期待を述べた。ケアマネジャーも法定研修だけではスキルアップにつながらないが、自己研さんをしていない人は利用者がから見てもわからないのが現状だ。

そうした中で研修ポイント制度が行われることは、ケアマネジャーや利用者にとって専門相談員の「見える化」になると期待を寄せた。また倫理や法制度ではなく、自分たちで厳しい制度にしていくことを期待す

ると述べた。

山下氏は、福祉用具専門相談員の全体的な底上げのために、専門職団体としてふくせんを設立したことや、実力ランキングテストを継続実施していることなど、ポイント制度に至るまでの流れを紹介。がんばった人が仕事をもらえる制度にしたいと語った。

宮永氏はこれまでの発言を受けて、「福祉用具にエビデンスはないと言われるが、きちんと結果を出すことが求められる」として、サービス計画書に言及。同時に福祉用具を使う教育との連動も必要だと述べた。

住環境整備との  
一体化も必要

会場からも、いくつかの質問が出された。まず、研修ポイント制度は相談員個人の評価だが、事業所単位での評価も欠か



調査結果

# 福祉用具貸与計画書の作成 ケアマネとの「情報共有」で活用

## ふくせんがアンケート結果を発表

せないのではないかとという質問。これに対し助川氏は、ケアマネジャーもすでに個人が選ばれる時代になっていると応じた。また山下氏は、優秀な相談員を事業所が確保しなくてはいけない時代になっているとした。

次に、福祉用具だけではなく住環境整備との一体化が必要だが、こうした点について計画はあるかとの質問があった。宮永氏は一体的に考えるべきであると認め、住環境整備についても

計画書があつてしかるべきだと答えた。ただし、住宅改修の場合、建築業者などの指定を含め課題は多いという。

このほか、福祉用具に関する展示場が欲しいという要望も出された。理由は、介護職を目指す若い世代や、利用者・家族が元気づけに現物を見ることが必要だから。福祉用具を「売る」のではなく、利用者を支援するという意識の醸成も課題との指摘もあった。

白澤氏は、こうした多くの課題については、厚労省の担当者である宮永氏にお願いしたいと述べた。

今年4月にスタートする研修ポイント制度を通して、利用者が少しでも自立した生活がしやすくなるようにしたい。この日の参加者はそのように感じたのではないだろうか。

（取材／本橋恵一）



それによると、計画書の活用場面はケアマネジャーとの「情報共有」が8割と最も多かった。一方、計画書を用いる問題点として、福祉用具専門相談員の7割が「記入作業の負担感が大きい」と答えている。

全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん、山下一平理事長）は「福祉用具サービス計画書の活用と研修受講に関するアンケート」調査結果の概要（速報版）を12月27日に公表した。今年度から実施されている福祉用具貸与計画書の作成状況などをまとめたもの。

調査は、全国の全7623の福祉用具貸与事業所のうち2分の1を無作為抽出。事業所の管理者1名、福祉用具専門相談員3名にそれぞれアンケートを実施。1166事業所から回答を得た。内訳は管理者が11134件、専門相談員が2567件。

管理者に事業所における計画作成の状況を尋ねたところ、全利用者のうち「9割以上」作成済みが30.5%、「7〜9割未満」が16.1%、「5〜7割未満」が18.1%。また「5割以上」と回答した者の合計は全体の65.2%と7割弱に上った。このうち昨年4月以降の新規利用者では「9割以上」作成済みが38.8%と4割。一方、昨年3月以前の継続利用者では「9割以上」が19.9%となっている。

計画書の作成開始時期は、義務化後の「2012年4

月以降」が52.4%と5割を超えた。ふくせんが独自様式を発表した後の「09年4月〜12年3月」が33.9%、発表前「09年3月以前」は10%となっている。

### ●情報収集方法利用者の3割の訪問は3割

計画書に記載する情報収集の方法は「ケアプラン等の書面を把握」が45.3%と最も多く、「ケアマネジャーから把握」17.1%

と合わせると、間接的な把握が6割を超える。一方、「利用者・家族を訪問して把握」は32.5%と約3割にとどまっている。

### ●計画書作成の効果「ケアマネジャーとの情報共有」

計画書をケアマネジャーに渡しているかどうかは「必ず」51.9%と「概ね」25.4%を合わせると8割弱。

計画書の活用場面はケア

マネジャーとの情報共有が79.5%と最も高く、サービス担当者会議での説明も49.4%と約5割あり、連携で活用していることが伺える（表1）。

モニタリングの頻度は、「4〜6ヶ月に1回程度」が最も多く45.6%、次いで「半年〜1年間に1回程度」21.5%、「2〜3ヶ月に1回程度」17.9%の順が多い。「1ヶ月に1回」は8.9%。

### ●計画書作成時間1時間未満が8割弱

1人の利用者の計画書記入にかかる時間を尋ねたところ、「30分以上1時間未満」が39.1%、次いで「15分以上30分未満」が37.4%で、1時間未満が76.5%と8割弱。計画書作成の効果は「福祉用具の選定根拠を説明し

やすくなった」43.0%、「利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなった」42.7%、「利用者の身体状況や住環境に関する事項を確認しやすくなった」42.2%などが多い。「いずれの効果も感じていない」は11.2%（表2）。

一方、問題点では「記入作業の負担感が大きい」が74.5%となっており、その軽減が課題となっている状況だ（表3）。

表1 計画書の活用場面 (%)

介護支援専門員との情報共有	79.5
事業所内での引き継ぎ・情報共有	53.1
サービス担当者会議での説明	49.4
事故防止や事故発生時の要因分析	18.1
在宅サービス事業者との情報共有（訪問介護等）	12.1
無回答	3.3
その他	2.5

表2 計画書作成の効果 (%)

福祉用具の選定根拠を説明しやすくなったように感じる	43.0
利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなったように感じる	42.7
利用者の身体状況や住環境に関する事項を確認しやすくなったように感じる	42.2
モニタリング時に必要事項を確認しやすくなったように感じる	31.3
利用者や家族に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる	29.1
職場内において、引き継ぎや情報共有が行いやすくなったように感じる	27.3
介護支援専門員とのコミュニケーションが取りやすくなったように感じる	25.4
利用者や家族とのコミュニケーションが増えたように感じる	24.3
商品提案力等のスキルアップにつながったように感じる	17.3
いずれの効果も感じていない	11.2
他職種に対して、使い方や利用上の留意点を説明しやすくなったように感じる	9.4
福祉用具を活用して自分らしい生活を送ることに對する利用者の意欲が高まったように感じる	6.5
無回答	3.5
その他	1.7

表3 計画書を用いることでの問題点 (%)

記入作業の負担感が大きい	74.5
利用者や家族に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない	45.2
計画書の書き方に不安がある	32.3
介護支援専門員や他職種に対して、計画書の意義があまり浸透しておらず、活用されていない	30.0
介護支援専門員からケアプラン等が共有されない	18.3
利用者や家族とのコミュニケーションがうまく取れず、作成に必要な情報を十分に収集できない	13.1
計画書の説明の仕方に不安がある	8.7
その他	5.1
問題点は特になし	5.1
計画書の内容が不十分で使いにくい	4.6
無回答	3.4